

平成 29 年 3 月

遊佐町農業委員会第 13 回総会議事録

1. 開催日程 平成 29 年 3 月 22 日（水） 午後 1 時 00 分～午後 3 時 15 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 解約について
- 報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 議第 70 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 議第 71 号 非農地証明願いについて
- 議第 72 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 73 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 74 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権許可申請について
- 議第 75 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議第 76 号 平成 28 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について
- 議第 77 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について
- 議第 78 号 遊佐町参考賃借料について
- 議第 79 号 遊佐町農地参考売買価格見直しについて
- 議第 80 号 農業委員会事務職員の任免について

4. 出席委員 (16 名中 16 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名)

遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰	北部	高橋 正人
----	-------	----	-------	-----	------	----	-------

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、佐藤 結主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので、遊佐町農業委員会 3 月定例会を開催します。</p> <p>今総会は定例によりまして、農業委員会事務職員の任免について審議させていただきますが、その後町長部局の人事異動もありますので、議案の順序を変更させていただき、その結果をもって途中退席させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>はじめに、13 番荒生あや子懲罰委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>16 名全員出席で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員 4 名全員出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>今日は、天気も良く農作業も本格的に始まりつつある忙しい中、一時間早い総会開催となりますが、よろしくお願いします。</p> <p>また、先月は議会に出席したため高橋正樹委員に議長を務めて頂きありがとうございました。</p> <p>今年に入ってから総務省が調査を行ないました。都会を中心とする若者が、農村への移住に 3 割近く関心があるという事です。その中身としましては「気候や自然環境に恵まれている」が 47%と最も多く、また、農村漁村地域は「子育てに適している」の割合が 23%と若い世代ほど、高かったことです。そうした中で、特に兼業や家庭菜園も含めた農業に、何らかの関心を持っている人が 9 割に達していることも分かりました。大変嬉しく思います。ただ、都会の若者たちはどのようにして、市町村への関わり方や、地域の環境などわからないのが課題だそうです。皆さんからも子どもたちや親族、知人などに遊佐町の素晴らしさを話して頂き、一人でも多く遊佐町に来ていただけたら嬉しく思います。</p> <p>本日は、3 月定例総会に提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定」により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 10 番伊原ひとみ 委員、11 番榊原一男 委員をお願いします。</p>

	<p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。</p> <p>それでは議事に入りますが、先程事務局長よりありました、議第 80 号農業委員会事務職員の任免について繰り上げて審議します。係長及び主事は一時退席してください。</p> <p style="text-align: center;">(事務局、退席)</p> <p>それでは事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 80 号農業委員会事務職員の任免について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 80 号農業委員会事務職員の任免については原案のとおり決定いたします。</p> <p>なお佐藤事務局長については、農業委員会の決定結果を課長会議に報告願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長、退席) (事務局、着席)</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 について、事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 解約について</p> <p>番号 65 計 20 筆、21,031 m²</p> <p>解約の事由は経営移譲のためで、解約後は、議第 73 号番号 16 で貸付します。</p> <p>番号 66 計 1 筆、5,743 m²の内 465 m²</p> <p>解約の事由は住宅への転用のためで、解約後は議第 74 号番号 1 で転用申請があります。</p> <p>報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 9 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 69 計 9 筆、34,266 m²</p> <p>番号 70 計 11 筆、28,454 m²</p> <p>番号 71 計 5 筆、7,843 m²</p> <p>番号 72 計 1 筆、4,240 m²筆</p>

	<p>番号 73 計 4 筆、5,955 m² 番号 74 計 22 筆、24,364 m² 番号 75 計 12 筆、24,067 m² 番号 76 計 13 筆、19,999 m² 番号 77 計 1 筆、9,960 m² 以上 9 件、全て相続による所有権の取得です。 以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 70 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 136 計 1 筆、7,152 m²の内 3,000 m² 解約の事由は借人の経営移譲のため、解約後は議第 75 号(2) 番号 458 で借人の息子と契約します。</p> <p>番号 137 計 1 筆、2,030 m² 解約の事由は契約方法変更のため、解約後は議第 75 号(2)No.461 で現在の借人に貸し付けます。</p> <p>番号 138 計 3 筆、2,620 m² 解約の事由は契約方法変更のため、解約後は議第 75 号(2)No.462 で現在の借人に貸し付けます。</p> <p>番号 139-1、139-2 計 2 筆、9,684 m² 解約の事由は売買のため、解約後は議第 75 号(1)No.25 で第三者へ所有権移転をします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。 議第 70 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。 次に議第 71 号非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は9頁をご覧ください。 番号11、計1筆、703㎡ 申請地は昭和43年頃に農地と認識しないで倉庫を建築し、以来40年以上宅地として使用されており、復元しても農地として継続利用できない状況です。また、固定資産税も宅地で課税されていることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いいたします。 審査基準書の2頁から図面と現況写真を掲載しております。 3月16日に、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、荒生委員、大谷推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、現地調査の報告をお願いいたします。 番号12 計1筆、136㎡ 申請地は成木した杉林となっており、農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。固定資産税も山林で課税されております。現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いいたします。 審査基準書の4頁から図面と現況写真を掲載しております。 3月16日に、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、菅原幸男委員、高橋正人推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、現地調査の報告をお願いいたします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤土地専門部会長と9番今野副部会長は、2件一緒に現地調査の報告をお願いします。 まず、齋藤部会長をお願いします。 (1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>16日に現地調査を行なって来ました。審査基準書3頁の現地調査写真を見ても分かるように倉庫は解体されており、立木も伐採されて平坦になっていました。残雪があったあたりに倉庫があったと思われました。周りは敷き砂利等があり、下段の写真では立木を切った大分大きな切株が残っている状態でした。見た感じは平坦ですが、長年宅地として利用されていた事で、全体としては農地に復元するのは困難ではないかと判断して来ました。 引き続き12番ですが、審査基準書5頁の現地調査写真を見る限り、申請地周辺は林になっており、申請地も周りの木よりは一回り小さかったのですが、完全に林になっていました。農地にするのは困難と見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、9番今野副部会長より現地調査の報告を願います。 (9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	私も部会長と同じ考えです。2件とも非農地として認めてもよいと判断して来ました。以上です。
議長	<p>13番荒生委員より現地調査の報告をお願いします。 (13番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13番荒生あや子委員	3月16日に一緒に現地調査を行ってきました。会長、副会長と同じ意見で長年農地として利用していないということで、土もよく見ると荒れていましたので農地への復元が難しいと思います。
議長	<p>大谷推進委員お願いいたします。 (大谷進一最適化推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>

大谷進一推進委員	私も3人と同行しまして現地調査を行いました。農地への復元は困難だと判断してきました。
議長	7番菅原幸男委員より現地調査の報告をお願いします。 (7番菅原幸男委員が挙手し、議長が指名する)
7番菅原幸男委員	私も皆さんと一緒に現地調査を行なって来ました。写真のとおり大きな杉が生えており、伐採して畑に戻しても面積は小さくまた、自宅からも遠いこと、それに加え、周りの杉の木の陰になり作物も育たないのでは思い、私はこの件に関しては賛成であります。
議長	高橋正人推進委員お願いいたします。 (高橋正人最適推進委員が挙手し、議長が指名する)
高橋正人推進委員	3月16日に現地調査行いました。杉の葉と枝が散乱していましたので農地への復元は困難と見て来ました。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (5番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)
5番高橋正樹委員	番号11、12についてですが、2件とも農地であったと気付いたのは農業委員会からの指摘があって初めて気付いたのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明致します。農業委員会事務局からの指摘では無く、4月に届く固定資産税の通知で確認されたのだと思います。
議長	他に何かありませんか。 (8番菅原寛志委員会挙手し、議長が指名する)
8番菅原寛志委員	番号11についてですが、畑から許可後はどういった地目になるのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明致します。課税係に確認したわけではないので、明確ではありませんが、原野または雑種地になるのではないかと思います。
8番菅原寛志委員	現状が宅地課税だったのが雑種地として課税する場合、町で判断するのですか。
事務局	課税係でも倉庫で登記をとっていたので、建物を壊した時点で登記が無くなったことを課税係でも把握はしておりました。29年1月1日現在での課税地目で判断されますので、29年度は宅地として課税されるようでした。30年度からは、今申し上げた雑種地、原野などで課税されると思います。
7番菅原幸男委員	番号11ですが、申請人が県外のようなのですが、持ち主は近くにいないのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	申請人が所有者です。申請人はこちらに戻ってくるつもりもないようなので本人が申請地を耕作するという事は考えられないと思います。
議長	他にありませんか。 (6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
6番川俣義昭委員	確認です。課税の分は町で行うと思いますが、非農地証明願いを持って法務局で地目変更をするという事は申請人の方は理解しているのですか。
事務局	ご説明致します。番号11の申請人に関しては、遊佐町に年に数回お越しになっているようです。2月の中旬にも申請書を持って来庁されましたので、農業委員会からの非農地証明を持って地目変更登記を法務局でして頂くようご説明はしました。

議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。議第 71 号非農地証明願いについて原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 71 号について原案のとおり非農地として証明する事に決定いたします。</p> <p>次に議第 72 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 6 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権の移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 11 計 1 筆、58 m²</p> <p>贈与による所有権移転です。こちらは、譲受人の田に畦畔なしで隣接している譲渡人の田を贈与で所有権移転するものです。面積も小さく、1 枚の田として耕作する事は不可能で、これまでも譲受人が耕作しています。</p> <p>現地調査を土門健太郎委員にお願いしておりますので報告をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、12 番土門委員より報告願います。</p> <p>(12 番土門健太郎委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12 番土門健太郎	<p>報告致します。3 月上旬に現地調査を行ないました。圃場を見た感じだと稲株もありましたので耕作していたようです。その後、譲受人に話を聞きに行ったところ、今後も引き続き耕作していく予定であるようでしたので問題無いと思います。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありました、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 72 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 73 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。 農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2号の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。 審査基準書は7頁をご覧ください。 番号16 計19筆、21,031㎡ 期間は20年、経営継承のための使用貸借権の設定です。 番号17 計10筆、20,216㎡ 期間は20年、譲渡人から譲受人への経営継承のための使用貸借権の設定です。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただ今、事務局からの議案説明がありましたが、質問、意見等発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第73号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第73号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第74号農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	それでは事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。議案書の15頁をご覧ください。 番号1番 計2筆、779㎡ なお、分筆して新たに筆が起こされたので、審査基準書の9頁の位置図については分筆前の状態で表示されておりますのでご了承ください。 申請地は下藤崎二区集落の北部に位置し、県道吹浦酒田線沿いの住宅が連たんした区域内にあり、居宅等を建築するため転用許可申請するものです。 都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。 必要な資金も確認しており現実性があり、計画面積も各建物の面積、配置から適当な面積と考えられます。 居宅等の用地で集落に接続していることから、住宅その他申請に係る土

	<p>地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務に必要な施設と判断され許可相当と判断されます。</p> <p>詳しくは、審査基準書の 9 頁に位置図と字限図、10 頁に現地調査写真、11 頁に意見書 (案)、12 頁に立地基準、13 頁に一般基準を掲載しております。また、補足説明資料 1 頁から関連書類を添付しておりますのでご覧ください。</p> <p>先日 3 月 16 日に、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、1 番齋藤部会長より報告願います。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>16 日に現地調査を行ないました。1 月総会で農振除外申請をした場所です。1 月に現地調査した際には、雪が降っており、現地を確認するのは困難でしたが、今回は雪も無く現地を確認することができました。事務局からの説明のとおりで、使用貸借権を設定して転用するようです。現地写真にも写っています車庫ですが、譲渡人にいつ頃に建てたのか聞いたところ昭和 30 年代ということ、農振法について調べたところ、昭和 44 年に農振法ができたようです。関係者の承諾もありますので許可相当と思います。</p>
議長	<p>それでは、9 番今野副部会長より報告願います。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>転用許可を出しても問題無いと判断しました。</p>
議長	<p>それでは 4 番鈴木一弥委員より報告をお願いします。</p> <p>(4 番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>1 月も現地調査を行ないましたが、転用しても問題無いと思います。</p>
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 74 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 75 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>それでは事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局

それでは、補足説明致します。審査基準書は 14 頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。

内訳は(1)所有権移転が 2 件、(2) 利用権設定が 31 件となっております。

計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

個別にご説明いたします。

(1)所有権移転

番号 25 計 2 筆、9,684 m²

10a あたりの単価は 650,000 円で、総額は 6,294,600 円です。こちらは、譲渡人の希望によるもので、譲受人の資金調達のためです。

なお、平成 27 年度に農地中間管理機構を通して結いの里蕨岡に貸付されており、経営転換協力金を受け取っているため、解約した場合補助金返還が発生しますが、これについても承諾済みです。

現地調査を高橋正樹委員にお願いしておりますので、後程報告をお願い致します。

番号 26 計 6 筆、11,758 m²

10a あたりの単価は、0 円と 60 万円で、総額 6,873,600 円で売買による所有権移転です。

こちらは譲受人が田の処分を希望し、譲受人が高速道路の代替地を希望したため、売買に至ったものです。現地調査を佐藤充会長にお願いしておりますので、後程報告をお願い致します。

(2)利用権設定

番号 433 計 5 筆、9,475 m²

期間は 1 年、単価は 10 a あたり嶽ノ腰が 7,000 円で、その他が 13,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 434 計 15 筆、34,199 m²

期間は 1 年、単価は 10 a あたり 13,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 435 計 10 筆、8,158 m²

期間は 1 年、単価は 10 a あたり 13,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 436 計 1 筆、2,655 m²

期間は 5 年、総額 5,000 円で新規に設定です。

番号 437 計 1 筆、1,513 m²

期間は 5 年、総額 5,000 円で新規に設定です。

番号 438 計 2 筆、677 m²

期間は 3 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 439 計 1 筆、2,763 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

<p>番号 440 計 1 筆、1,754 m² 期間は 9 年、単価は 10 a あたり 8,000 円で新規に設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 441 計 6 筆、21,778 m² 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 13,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 442 計 5 筆、11,851 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 11,000 円と 17,000 円同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 443 計 5 筆、744 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 2,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 444 計 12 筆、33,785 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 8,000 円と 18,000 円、同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 445 計 4 筆、7,470 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 446 計 2 筆、1,437 m² 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 19,000 円と 11,000 円で新規に設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 447 計 10 筆、17,068 m² 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 448 計 2 筆、4,096 m² 期間は 5、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 449 計 4 筆、10,555 m² 期間は 10 年、単価は水利費込 22,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 450 計 3 筆、7,015 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 451 計 12 筆、18,496 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 452 計 1 筆、5,435 m² 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 15,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 453 計 3 筆、6,896 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人</p>

	<p>は認定農業者です。</p> <p>番号 454 計 3 筆、5,997 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 455 計 3 筆、3,672 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 456 計 2 筆、2,055 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円と 5,000 円で、同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 457 計 1 筆、3,188 m²</p> <p>期間は 1 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 458 計 1 筆、7,152 m²の内 3,000 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 6,000 円で新規に設定です。</p> <p>番号 459 計 1 筆、453 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 5,000 円で新規に設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 460 計 1 筆、7,240 m²</p> <p>期間は 3 年、単価は 10 a あたり 5,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 461 計 1 筆、2,030 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 462 計 15 筆、8,569.90 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 463-1、463-2 は農地利用円滑化団体である農協を通じた契約です。</p> <p>計 1 筆、1,496 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 16,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは(1)所有権移転の番号 25 について、5 番高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番高橋正樹委員	<p>報告致します。譲受人は譲渡人より依頼を受けまして昨年より受託しておりました。現地を見て来ましたらきれいに管理されており、譲受人の息子さんも専業で農家をしてしていますので何ら問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>それでは(1)所有権移転の番号 26 について、私の方から現地調査の報告をいたします。審査基準書の 15 頁をご覧ください。譲受人が田を手放したいという相談があり、そこに二人の方が田を求めたいということで話をさせていただいた結果、価格や税金などの面から譲受人が取得すること</p>

	<p>になったようです。0 円の申請地がありますが、一枚の田が二名の名義になっており登記上は分かれていること、耕作するには不便なことから 0 円となったようです。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>3 月 16 日に、地域防災センター2 階会議室で 7 名全員の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(2) 利用権設定についての番号 438 につきまして、最初に審議したいと思います。</p> <p>高橋正樹委員に関する案件ですので、高橋委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(5 番高橋正樹委員 一時退席)</p> <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>それでは(2) 利用権設定についての番号 438 について質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 75 号(2) 利用権設定の番号 438 について採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 75 号(2) 利用権設定の番号 438 については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、(2) 利用権設定についての番号 457 につきまして審議したいと思います。</p> <p>(5 番高橋正樹委員、着席)</p> <p>土門健太郎委員に関する案件ですので、土門委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(12 番土門健太郎委員 一時退席)</p> <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>それでは(2) 利用権設定についての番号 457 について質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 75 号(2) 利用権設定の番号 457 について採決いたします。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 75 号(2) 利用権設定の番号 457 については、原案のとおり許可することに決定いたしま</p>

	<p>す。</p> <p>(12 番土門健太郎委員 着席)</p> <p>次に、(2)利用権設定についての番号 459 につきまして審議したいと思います。</p> <p>この案件につきましては私に関する案件ですので、ここで佐藤重一会長代理と議長を交代いたします。</p> <p>(佐藤会長と佐藤会長代理、議長を交代)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>それでは、暫時の間、議長を務めますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(2)利用権設定についての番号 459 について審議いたしますが、佐藤会長は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(佐藤充会長 一時退席)</p> <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>それでは(2)利用権設定についての番号 459 について質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 75 号(2)利用権設定の番号 459 について採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 75 号(2)利用権設定の番号 459 については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>(佐藤 充会長 着席)</p> <p>それでは、会長と議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(佐藤会長代理と佐藤会長、議長を交代)</p>
議長	<p>それでは、ただいま議決いたしました、</p> <p>(2)利用権設定の番号 438、番号 457、番号 459 以外の案件につきまして審議いたします。</p> <p>質問・意見等ございませんか。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>売買に関して、中間管理機構関係の案件がありましたので補足をさせて頂きます。番号 25 に関しては、譲渡人は個人タイプの経営転換協力金を貰っておりますので、今回譲渡人の事情で解約をするという事で、それについては、全額返還となる予定です。手続きに関しては、来年度の手続きになるようです。はっきりとした金額、返還の方法、返還の期日などは決まっております。調整委員会の際に経営転換協力金以外の場合はどうなのかという質問があり、農業振興係に確認しましたがはっきりとした基準が定まっていないようです。個別で中身が微妙に違っていることから一概にお答えできないという事ようです。</p> <p>当初、法人を立ち上げる際や中間管理機構と契約をした際に 10 年間は農地を基本的には動かさないとされておりましてので解約をして返還とと</p>

	なるのは例外であると考えておりましたが、この様に一年足らずでこういった案件が上ってきましたので農業委員の方にも今後こういった相談がいくかと思えます。個別それぞれ違いますので事務局まで相談して頂ければと思えます。
議長	他に何かありませんか。 (11 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
11 番榊原一男委員	番号 25 についてですが、譲渡人は一部返還でいいのか全額返還なのかわかりますか。また、補助金を返還すれば売買などできるということなのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明致します。番号 25 については、面積分だけの返還ではなく全額の返還となります。中間管理機構をとおして契約した場合に個人に配られる補助金としまして一つは経営転換協力金、これは経営転換という名前のおり基本的には農業をリタイヤする又は、田の部門は辞めるという理由で貰っている補助金なので一部を再開した場合、経営をまた始めたものと判断され面積に関わらず全額返還しなくてなりません。もう一つの耕作者集積協力金は中間管理機構をとおして農地を集積したという補助金になります。面積に応じて金額が配分されていますのでその面積だけ補助金を返還すればよいとなっています。
議長	他にありませんか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 75 号(1)所有権移転についてと(2)利用権設定の番号 438、番号 457、番号 459 以外の案件について採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 75 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 76 号平成 28 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事務局の説明を求めます。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	それでは事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)

事務局	<p>ご説明いたします。次の頁をご覧ください。</p> <p>平成 28 年遊佐町実勢賃借料情報（案）でございます。</p> <p>平成 28 年 1 月から 12 月までの間に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10 a あたり）は、以下のとおりとなっております。</p> <p>農地区分毎の水稲及び普通畑と砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆数については表のとおりとなっております。また、物納は金額に換算し集計しております。</p> <p>なお、平成 28 年度の共済組合の等級別の引き受け数量、農地区分等、を別添でお配りしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局の議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 76 号遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">（出席委員全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議第 76 号遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 77 号遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（事務局係長が挙手し、議長が指名する）</p>
事務局係長	<p>（議案書、朗読説明）</p>
議長	<p>それでは事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">（事務局が挙手し、議長が指名する）</p>
事務局	<p>ご説明いたします。次の頁をご覧ください。</p> <p>平成 29 年度遊佐町農作業基準賃金（案）のとおり提案いたしますのでご審議願います。</p> <p>まず、労働賃金ですが、酒田市の平成 29 年度の労働賃金を参考としまして、ご覧のように定めたいと考えます。昨年度と比較し、畑作業の甲、乙それぞれ 20 円の引き上げとなっております。</p> <p>それから機械作業料金ですが、補足説明資料の平成 29 年度遊佐町農作業基準賃金（案）の 9 頁をご覧ください。</p> <p>各農作業ごとの詳細な試算結果の生の金額を載せております。</p> <p>今年度同様、昨年度も試算をすると引上げ、引下げ、据置など、金額に動きがあったわけでございますが、全て据置にしたということでございます。</p> <p>3 月 16 日 18 時 30 分より開催されました農政専門部会では、30 年度の農</p>

	<p>政の転換期なども踏まえ、昨年度と同額で据置との内容で意見の一致をみております。</p> <p>なお、川俣農政専門部会長から、農政専門部会での意見など説明をお願いできればと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、6 番川俣農政専門部会長より、専門部会での内容などお願いいたします。</p> <p>(6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番川俣義昭委員	<p>3 月 16 日に農政専門部会が開催されました。事務局から提出されました資料等を参考に致しまして協議致しました。先ほど説明がありました畑作の部分の金額を 20 円引き上げた次第です。水稻に関しては、来年から生産調整が廃止になるという事で動向を見ながらという事で会議で話になりました。それを見たうえで 3 年に一度の見直しになるわけですが 2 期続けて参考賃借料を下げたわけなので今回は現状維持ということになりました。もし来年大幅に下がるようでしたら、そこでまた見直していかなければならないと思います。29 年度は据え置きということで提案させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明と川俣農政部会長からの説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 77 号遊佐町農作業基準賃金の設定について、原案のとおり設定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 77 号遊佐町農作業基準賃金の設定について原案のとおり設定する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 78 号遊佐町参考賃借料について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>平成 21 年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定できない場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。また、平成 23 年度から参考賃借料を改訂し見直しを図ってきたところです。</p> <p>平成 25 年から 2 回程見直しを行ってきましたので、平成 28 年度については据え置きとさせていただいたところですが、平成 30 年になりますと生産調整や米の直接支払交付金など転換期が訪れますので、2 年連続とはなりません。平成 29 年度も据え置きとし、また来年度、情勢をみながら検討</p>

	<p>した方が良いのではないかと、農政専門部会では協議されたところがございます。みなさんのご意見をいただければと思います。</p> <p>また、川俣農政専門部会長より補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、6番川俣農政専門部会長より補足説明をお願いします。</p> <p>(6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6番川俣義昭委員	<p>参考賃借料も先ほどの基準賃金と同じで来年度を見据えて据え置きという事になりました。ただ、会議の中でも述べたのですが、算定基準も遊佐町の場合、特殊事情で協同開発米が5割以上占めているわけで、それを元にして算定しているところがあるため、少し高くなっています。それも含めて今後見ていかなければならないと思います。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明と川俣農政部会長からの補足説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第78号遊佐町参考賃借料について、原案のとおり設定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第78号遊佐町参考賃借料について原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議第79号遊佐町農地参考売買価格の見直しについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、別紙資料をご覧ください。</p> <p>これまでも農地の売買の参考となる売買価格については、各地点を設定してマップに表示してきました。</p> <p>前回の改訂が平成26年4月でございまして、売買される際、所有者あるいは買い手の方から、どのくらいが相場だろうと相談されますが、最近の情勢と乖離しているような状況でございましたので、3月16日に土地専門部会を開催し協議した結果、近年の売買実例価格を参考に、より実情に近い価格にすべきであると意見の一致をみましたので、別紙のとおり価格を見直しする事になりました。</p> <p>土地専門部会では、減額幅の大きいところで20万円も引き下げるのはどうかという意見も出されましたが、なるべく実状に近づけた方がということから議案書32頁の額で提案するものです。</p> <p>つきましては、皆さんのご意見をいただければと思います。</p> <p>齋藤誠喜土地専門部会長より土地専門部会での協議内容など説明をよろ</p>

	<p>しくお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、1 番齋藤土地専門部会長より補足説明をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>16 日に土地専門部会にて農地参考売買価格という事で審議致しました。参考売買価格がかなり下がったわけですが、私は二つポイントがあったと思います。まず一つ目が水田です。3 年前の土地専門部会の時の話を聞きますと 90 万の取引が 1 件あったので 90 万円を維持したようです。二つ目は価格が 26 年の年で 70 万円を超えた取引が 1 件ありました。それ以来 70 万円を越える売買が無いようです。この二点からして下げ幅が 20 万円と大きくなりましたが、より実勢価格に近いという事で提案しております。畑も下げ基調になっており、砂丘畑、ビニール水田とありますが、ビニール水田としての価値が無いのではないかという結論に至り砂丘畑と同等の扱いでいいのではという事になりました。</p> <p>また、下げ幅が大きく急なのではという意見も出ましたし、参考価格が上限になってしまうのではという意見もありました。しかし実勢価格からあまりにもかけ離れた価格では意味が無いのではという意見もできて今の提案になっております。価格は双方の相談で決定するわけで参考価格が上限ではないと理解して頂き、なるべく参考となる価格案であればと思います。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明と齋藤土地部会長からの補足説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>(14 番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14 番菅原善悦委員	<p>実勢価格という事で適正かと思いますが、遊佐町と隣接しています、酒田市の圃場とどの位の差があるのか教えて頂ければと思います。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>すいません。そこまで調べておりませんでしたの調べて報告致します。</p>
議長	<p>この件について情報がある方はいませんか。高橋正樹委員ありませんか。</p> <p>(5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番高橋正樹委員	<p>参考売買価格がわかりませんが、賃借料は去年から 12,000 円です。</p>
事務局	<p>酒田みなとインターから北側に高速道路が延びていますが、その周辺で 60 万円で売買した実例があるようです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>私としましては、参考価格と言いながらもどうしてもこの価格を見てしまいます。実際売買となった場合、上限が参考価格になってしまうように思えるので私としては、据え置きにして頂きたいと思います。</p>
議長	<p>皆さん、どうですか。</p> <p>実際、土地専門部会でも 20 万円の引き下げは全員が賛成では無かったです。過半数ということで決定したわけですが、もう一度皆さんに審議して</p>

	<p>いただければと思います。</p> <p>(大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>農業委員会というのは、優良農地を次世代に繋ぐというのも一つの役割だと思えます。先ほど、川俣委員からお話がありましたが農地の資産価値というところからも見てもあまり参考価格と言いながらも引き下げするのはどうかと思えます。</p>
議長	<p>皆さん、この意見について何かありませんか。</p> <p>(10 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番伊原ひとみ委員	<p>私は土地専門部員で 16 日に部会に参加したのですが、やはりその時にもお話ししたのですが－20 万円というのはやはり下げすぎではないかと思えます。大谷推進委員も言われたように一般の方に売買価格を聞かれた場合、今回の参考価格で言うと 70 万円と答えれば 70 万円では買わないと思えます。90 万円と言われれば 60～65 万円で推移していたのが今までの経緯でしたので 70 万円となれば 50～55 万円で売買になってしまうのではと考えられます。やはり下げすぎなのではないかと思えます。</p>
議長	<p>いかがでしょう。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>私は実勢に近づいた方がいいと思えます。なぜかと言うと、農業委員も中に入って農地をあっ旋する際に参考価格と実際の売買価格との差に土地所有者から不満の声が上がる事があります。なので実勢価格の方がいいのではないかと思えます。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(8 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8 番菅原寛志委員	<p>16 日土地専門部員でしたが、他の会議と重なり出席できませんでした。すみませんでした。先ほど菅原善悦委員の方からも酒田市関係のお話がありましたが、不確かな情報ですが、なかなか現在、買い手がつかない現状で 50～60 万円の価格で売買されているという話を聞いたことがあります。実際に資産価値もそうですが今後の担い手関係の動向も考えますと実勢価格での表示の方がいいのではないかと考えます。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番川俣義昭委員	<p>今、会議の話を聞きますとどちらも賛成であります。参考価格と言いながら売買なるときは実勢価格での額になるわけです。そうすると今回下げた場合参考価格のままの売買になるのか実勢価格での売買になるのかそこが一番心配しているところです。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番高橋正樹委員	<p>私が農業委員になってから一番小さい下げ幅です。今までは 1 年に 10 万円ずつ下がってきたところです。3 年に一度の見直しということで 30 万円下がってきました。やはり実勢価格で購入しても月光地区は土地改良区の工事費も購入した人が払わなくていけなくなります。買う人にあまり重</p>

	<p>い負担はかけない方がいいのかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他に何かありませんか。</p> <p>実際 60 万円位で農地が売買されています。農家としてはあまり価格を下げたくないと思うのですが、現状と参考価格とでは金額が違いすぎる場所もあるようなので実勢価格の方がいいのではと思います。</p> <p>質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 79 号遊佐町農地参考売買価格の見直しについて、原案のとおり設定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成多数)</p> <p>賛成多数ですので、議第 79 号遊佐町農地参考売買価格の見直しについて原案のとおり決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 3 月の定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました</p>